

令和5年秋開始接種（オミクロン株XBB.1.5対応1価ワクチン）を実施しています

新型コロナウイルス感染症は特に65歳以上の方が感染すると重症化する恐れがあり、秋開始接種に使用される新型コロナウイルスワクチン（オミクロン株XBB1.5）の接種により重症化・感染予防効果が報告されています。また、同じ時期に流行するインフルエンザの予防接種（ワクチン）については、新型コロナウイルスワクチンとの同時接種も可能となっておりますので、接種を希望する方は下記をご覧ください。

※最終接種日や接種回数が届いた接種券に印字されていない、反映されていない場合は、健康福祉課までご連絡ください。

秋開始接種対象者 初回接種を完了した生後6か月児以上の全ての方が対象です。

※新型コロナウイルスワクチンの最終接種日から3か月以上経過した方。

- ▶接種費用 無料
- ▶接種日と予約の申込について

集団接種（町民センター）

◆集団接種は18歳以上の方が予約可能です。
まだ申し込みされていない方で、接種を希望する方は下記にご連絡ください。

個別接種（千葉内科医院）

接種開始日 10月1日から実施中
◆12歳以上の方が予約可能です。
接種券一体型予約診票（予約日・指定日の記載なし）等書類一式を持参のうえ、診療時間内に医院窓口にて予約申込をお願いします。

乳幼児・小児の個別接種（湖東厚生病院）

◆6か月～4歳（乳幼児接種）、5歳～11歳児（小児接種）が対象です。
年齢（月齢）や最終接種日により追加接種日が限定する場合があります。届いた通知をご確認いただき、お申し込みください。

初回接種を終えていない方
→ これから1回目接種を希望する方は、下記問い合わせ先にご連絡ください。

※初回接種は、5歳以上は2回接種、6か月～4歳は3回接種をさします。

- 五城目町に転入した方
→ 案内通知が届かない方は、接種歴が記されている書類等を持参のうえ、健康福祉課窓口にて申請手続きをしてください。
- 他市町村等に転出される方
→ 転出先にて新たに接種券の申請をしてください。五城目町の接種券は使用できません（住所地の接種券のみ有効）。
- 住所地外（町外の方）で接種を希望する方
→ 本人確認書類、接種状況がわかる書類（接種済証・接種券など）を準備して町健康福祉課窓口にて手続きしてください。

▶接種予約者の注意事項

- ◆接種会場では、マスクの着用と手指消毒をお願いします。
- ◆接種当日に体調の悪い方は接種できません。また、1か月以内にコロナに感染した方、同居家族に感染者がいる方は、下記にご連絡・ご相談ください。

▶接種券の送付や予約等に関するお問い合わせ

五城目町コロナワクチン予約専用ダイヤル
☎0570・666・764（平日午前9時～午後4時）



年賀状・喪中ハガキ印刷承ります!

最短翌日仕上げ
1色20枚 **2,300円**から
ハガキ代別 税込み2,530円

湖東印刷所 ☎018(852)2430

私たちと一緒に働きませんか 乗務員募集!

ご連絡をお待ちしております

営業時間 6:00～22:00

五城目町字七倉51-13
☎018・852・2160

広告募集中!

広報「ごじょうめ」に広告を載せてみませんか。
詳しくは、広報担当まで
☎052・53342

これからもお元気で 元気に長生き!

町で90歳を迎えられた方をご紹介します

※掲載を希望しない方は、お祝いに伺う際にお知らせください。

◆90歳を迎えられた方（10月20日現在）	9月8日	□□	□□さん（高崎）
	9月10日	□□	□□さん（中川原）
	9月19日	□□	□□さん（浅見内）
	9月27日	□□	□□さん（館町）
	10月1日	□□	□□さん（矢場崎）
	10月10日	□□	□□さん（下樋口）
	9月16日	□□	□□さん（雀籠）
	9月25日	□□□□	□□□□さん（浅見内）
	9月29日	□□□□	□□□□さん（上山内）
	10月8日	□□	□□さん（浦横町）
	10月17日	□□	□□さん（帝釈寺）



山が好きで、昔は山菜やきのこをよく採っていたという□□□□さん。90歳を迎えた現在でも、健康のために畑仕事を続けており、料理も自分で行うそうです。長生きの秘訣は、「畑に行き、毎日新たな発見をする」と話していました。

（浅見内）さん

元気の秘訣は畑仕事



若い頃は農業に勤しんでいたという□□□□さん。婦人会で、みんなと一緒にいろいろな活動をされたそうです。また、家族や親せきとよく旅行に行つたことが思い出のこと。長生きの秘訣は、「焦らず、元気にみんなと仲良く暮らすこと」と話していました。

（高崎）さん

元気にみんなと仲良く暮らす



子どもの頃は13人家族だったという□□□□さん。38年間の教師人生を通して学校教育に尽力されました。また、短歌が趣味で、過去に歌集を5冊出版されたとのこと。長生きの秘訣は、「朝夕1時間ずつ、畑で作業をする」と話していました。

（下樋口）さん

短歌が生きがい



8人兄弟の長男として育った□□□□さん。働き者で兄弟思いだったそうです。施設に入所された現在は、歌やゲームなどを通じてみんなと仲良く暮らしています。長生きの秘訣は、「規則正しく3食たべ、早寝早起きをする」と話していました。

（上山内）さん

兄弟思いな大家族の長男

後期高齢者医療制度のお知らせ

一定の障害がある方は 65歳から後期高齢者医療制度に加入できます

75歳からの加入を基本とする後期高齢者医療制度は、一定程度の障がいがある方であれば、広域連合に認定された場合、65歳からでも加入できます。

ただし、制度に加入するかしないかはご本人の選択です。加入しない場合は75歳到達時にご案内します。また、74歳までであれば加入後の脱退も可能です。

▶一定程度の障がいがある方とは

- ①障害年金1級・2級の国民年金証書をお持ちの方
- ②身体障害者手帳1級・2級・3級をお持ちの方
- ③身体障害者手帳4級をお持ちの方で、以下のいずれかに該当する方
 - 下肢障害4級1号（両下肢の全ての指を欠くもの）
 - 下肢障害4級3号（一下肢を下腿2分の1以上で欠くもの）

- 下肢障害4級4号（一下肢の著しい障害）
 - 音声・言語機能障害
 - ④精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方
 - ⑤療育手帳（重度の区分A）をお持ちの方
- ▶申請手続き
後期高齢者医療制度への加入を希望する場合は、申請手続きが必要となります。申請に必要なものは以下のとおりです。
- 障害の程度が確認できる書類（身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳、年金証書等）
- なお、後期高齢者医療保健制度の被保険者となった場合は、現在加入している健康保険の脱退手続きを行う必要がありますので、ご注意ください。
- ☎町健康福祉課（☎852・5108）